

朝鮮總督府官報

第三十六號 昭和二年二月十五日 火曜日

○地方廳公文

附錄-5
朝鮮總督府忠清南道令第一號

興行並興行場取締規則左ノ通定ム

昭和二年二月一日 朝鮮總督府忠清南道知事 倉 星 潤

興行並興行場取締規則

第一章 通 則

第一條 興行ニ關スル事項ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本則ニ依ル

第二條 本則ニ於テ興行下稱スルハ演劇、活動寫眞、演藝、講談、觀物其ノ他娛樂物ヲ公衆ノ觀覽若ハ聽聞ニ供スルモノヲ謂上興行場トハ興行ノ用ニ供スル常設ノ場所ヲ謂フ

第三條 本則ニ依リ道知事ニ提出スヘキ願届書類ハ所轄警察署長ヲ經由スヘシ

第二章 興 行

第四條 興行ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 興行主ノ住所、氏名、生年月日

二 興行場所(他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾書若ハ連署)

三 興行ノ種別、藝題、脚本又ハ筋書若ハ説明書(活動寫眞ニ在リテハ「フレーム」)検閱證寫

四 興行ノ期間及一日中ノ興行回數並開閉時間

五 入場料、席料、下足、火鉢、敷物料其ノ他名義ノ如何ヲ問ハス料金ヲ徵スル場合ハ其ノ種別及金額

六 藝人又ハ説明者ノ本籍住所氏名生年月日藝名アル者ハ其ノ藝名

七 興行ニ火薬類其ノ他爆發物品ヲ使用スルモノハ其ノ貯藏及使用ノ方法

八 摧猛ナル禽獸ノ類ヲ興行ノ用ニ供スル場合ニ在リテハ其ノ繫鎖ノ方法

九 営利ヲ目的トセサル興行ニ在リテハ其ノ趣旨、目的及醵集金處分ノ方法

法並收支概算書

前項第九號ノ興行ニ在リテハ其ノ興行ヲ終リタル日ヨリ三日以内ニ收支決

算書及醵集金ヲ他ニ贈與スルモノハ其ノ受取書寫ヲ添付シ許可ヲ受ケタル

警察署ニ届出ツヘシ

第五條 興行場以外ノ建物又ハ設備ヲ使用シ興行ヲ爲サムトスル者アルトキハ直ニ本人ニ告知スルコト

願書ニ左ノ書面ヲ添付シ許可ヲ受クヘシ
一 建物ノ構造仕様書又ハ設備ノ概要及圖面
二 入場定員

三 燈火ノ種類

第六條 公安若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認メタルトキハ興行ノ許可ヲ爲サルコトアルヘシ

前項ニ該當スルモノニ對シテハ警察署長ハ許可ヲ取消シ又ハ臨監警察官吏ニ於テ其ノ興行ヲ制限若ハ停止スルコトアルヘシ

第七條 興行時間ハ日出ヨリ午後十二時ヲ限トシ一回ノ興行時間活動寫眞ニ在リテハ五時間其ノ他ノ興行ニ在リテハ七時間ヲ超ユルコトヲ得ス同日内ニ二興行以上ヲ爲ス場合ハ一興行閉止後一時間以上ヲ経過スルニ非サレハ次ノ興行ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 興行主ハ興行中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 興行ノ種別ニ依リ場内ヲ暗黒ナラシムル必要アルトキト雖モ觀客ノ容貌ヲ認識シ得ヘキ不滅燈ヲ點スルコト

二 場内ハ清潔ヲ保持シ便所ニハ時々防臭劑ヲ撒布スルコト

三 敷物ハ清潔ナルモノヲ用ヒ且時々日光ニ曝ラスコト

四 休憩時間中ハ窓其ノ他ノ扉ヲ開放シ換氣採光ヲ爲スコト

五 非常口及消防栓消火器存置ノ箇所其ノ他必要ナル箇所ニハ夜間赤色ノ標燈ヲ點スルコト

六 非常口其ノ他ノ扉ハ容易ニ開放シ得ル如クシ且非常口及通路並周囲ノ空地ニハ危險又ハ障害トナルヘキ物件ヲ置カナルコト

七 名義ノ如何ヲ問ハス許可ナクシテ射倅ノ方法ヲ用ヒ若ハ藝名又ハ藝題ヲ詐リ其ノ他詐欺的方法ニ依リ客ヲ誘引セサルコト

八 通行人ニ對シ入場ヲ強ヒサルコト

九 名義ノ如何ヲ問ハス許可以外ノ金錢ヲ徵セサルコト

一〇 定員外ニ客ヲ入場セシメサルコト

一一 客ヲ舞臺又ハ樂屋等ニ出入セシメ又ハ藝人ヲ客席ニ入ラシメサルコト

一二 臨監警察官吏ニ於テ脚本若ハ説明書又ハ許可證等ノ提示ヲ求メタルトキハ拒ムヘカラサルコト

一三 客ニ面會其ノ他ノ用務ヲ申出ヅル者アルトキハ直ニ本人ニ告知スルコト

- 一四 火鉢、煙草盆、敷物其ノ他火災ノ原因トナル虞アル物品ハ興行閉止後
火氣ナキコトヲ確メタル上各其ノ置場ニ藏置スルコト

一五 同一府面内ニ火災其ノ他ノ災害アルコトヲ知リタルトキハ直ニ客ニ
告知スルコト

一六 人ノ嫌忌スル傳染性疾患アリト認ムル者ハ入場セシメサルコト

一七 興行場内適當ナル數箇所ニ見易キ方法ヲ以テ觀客ノ遵守事項及入場
料席料其ノ他客ノ負擔トナルヘキ事項ヲ揭示スルコト

一八 其ノ他警察署長ニ於テ特ニ命シタル事項

第九條 活動寫眞ノ興行主ハ前條ノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 興行中ハ一時間ニ對シ五分以上ノ休憩時間ヲ置クコト

二 映寫室ニハ當該係員ノ外出入セシメサルコト

三 「フィルム」ハ使用シタル都度回轉卷付ヲナシ容器ニ納ムルコト

四 映寫室ニハ作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃燒又ハ發火シ易キ物
件ヲ持入ルヘカラス

五 映寫室ニハ消防器ヲ備ヘ時々其ノ效力ヲ試験スルコト

第十條 興行主ハ興行度數入場八員及收入高ヲ別記様式ニ依リ興行終了後三
日以内ニ所轄警察署長ニ届出ツヘシ

第十一條 觀客ハ興行中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 高談、放歌、喧嘩、其ノ他他人ノ迷惑トナリ若ハ興行ノ妨害トナルヘキ
行爲ヲ爲ササルコト

二 樂屋若ハ舞臺等ニ出入シ又ハ開演中花道ヲ徘徊セサルコト

三 濫リニ煙草ノ吸殻ヲ放棄シ又ハ吐痰ヲ爲ササルコト

四 公安風俗ヲ害シ又ハ場内ノ秩序ヲ紊スカ如キ行爲ヲ爲ササルコト

前項ニ違反シタルモノニ對シテハ臨監警察官吏ニ於テ制止又ハ退場ヲ命ス
ルコトアルヘシ。

第十二條 藝人又ハ説明者ハ興行中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 客席ニ出入シ又ハ客ヲ樂屋、舞臺等ニ出入セシメサルコト

二 公安ヲ害シ風俗ヲ紊ス虞アル言辭、所作、扮裝其ノ他ノ行爲ヲ爲ササル
コト

三 許可ヲ受ケタル脚本又ハ説明書ニ相違セル言動ヲ爲ササルコト

第十三條 興行場ヲ分チテ劇場、活動寫眞館、寄席及觀物場ノ四種トス

第十四條 興行場ヲ建設セムトスル者ハ大ノ各號ノ事項ヲ具道知事ニ願出
テ許可ヲ受クヘシ第三號乃至第十號ノ事項又ハ建物ノ構造仕様ヲ變更シ若
ハ増築改築又大修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地代表
者ノ氏名及定款寫）

- | | |
|----|---|
| 二 | 興行場ノ名稱 |
| 三 | 興行場ノ種別 |
| 四 | 敷地及建物ノ坪數 |
| 五 | 客席ノ種別及其ノ各坪數並定員 |
| 六 | 燈火ノ種類及箇數 |
| 七 | 換氣採光及消防ニ關スル設備 |
| 八 | 他人ノ土地ニ建設スルモノニ在リテハ土地所有者ノ承諾書 |
| 九 | 一〇 工事落成期日 |
| 一〇 | 前項ノ願書ニハ建物ノ配置圖、平面圖、斷面圖、小屋伏圖、床伏圖及構造上緊要ナル各部ノ詳細圖、構造及材料ヲ詳記シタル仕様書、四隣ノ見取圖ヲ添付スヘシ |
| 一一 | 前二項ノ外必要アリト認ムル書類又ハ圖面ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ |
| 一二 | 第十五條 興行場建設ノ許可ヲ受ケタル後左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ速ニ道知事ニ届出ツヘシ |
| 一三 | 一 工事ニ著手シタルトキ 二 建物ノ基礎工事ヲ終リタルトキ 三 上棟ヲ爲シタルトキ |
| 一四 | 工事落成シタルトキ |
| 一五 | 第十六條 新築、増築、改築又ハ大修繕ヲ爲シタル建物ハ道知事ノ検査ヲ受ケ其ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス |
| 一六 | 第十七條 興行場ハ官公署、社寺、教會堂、學校、病院其ノ他重要ナル建物ヨリ一〇九メートル〇九以上ノ距離ヲ保ツヘシ但シ土地ノ狀況其ノ他已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス |
| 一七 | 第十八條 公安風俗衛生上又ハ場所ノ不適當其ノ他必要ト認メタル場合ハ興行場ノ建設ヲ許可セサルコトアルヘシ |
| 一八 | 第十九條 興行場建設者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ十日以内ニ道知事ニ届出ツヘシ |
| 一九 | 一 在地代表者ノ氏名及定款ヲ變更シタルトキ 二 興行場ノ名稱ヲ變更シタルトキ 三 興行場ノ使用ヲ廢止シタルトキ 四 興行場ノ名稱ヲ變更シタルトキ及其ノ變更アリタルトキ 五 興行場管理人ヲ置キタルトキ及其ノ變更アリタルトキ 六 相續ニ依リ興行場ノ所有權ヲ承繼シタルトキ 七 建設者死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ 八 前項第六號ノ場合ニハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ 九 第二十條 興行場ヲ讓受ケタルトキハ當事者連署ノ上十日以内ニ道知事ニ届出ツヘシ |

第二十一條 興行場ハ隨時検査ヲ行ヒ危険豫防又ハ公安衛生上其ノ他必要ト認ムルトキハ全部若ハ一部ノ改築修繕又ハ特別ノ施設ヲ命スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ完成ニ至ル迄興行場ノ使用ヲ制限若ハ停止スルコトアルヘシ

第二十二條 興行場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ

使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

一 建設許可ヲ受ケタル後六箇月以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 一年以上工事ヲ中止シタルトキ

三 前條第一項ノ命令ヲ履行セサルトキ

四 六箇月以上興行ノ用ニ供セサルトキ

五 其ノ他公安上必要アリト認メタルトキ

第二十三條 興行場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 建物ノ前面ハ幅五メートル四五四以上ノ道路ニ面シ兩側及後方ニハ各

其ノ建物ノ間口幅員ノ五分ノ一以上前方道路トノ間ニハ二メートル七二

七以上ノ空地ヲ保有スルコト但シ防火壁ノ設備アルモノ若ハ觀客定員五百

百人以下ノモノニ在リテハ建物周圍ノ空地及前面道路ノ幅員ヲ斟酌スル

コトアルヘシ

二 建物外壁ハ耐火構造ト爲スコト但シ觀客五百人以下ノモノナルトキハ

準耐火構造ト爲スコトヲ得

三 建物屋上ハ不燃質材料ヲ以テ被覆シ且建物ノ高サ一五メートル一五以

上ノモノハ避雷針ヲ設クルコト

四 出入口及非常口其ノ他ノ扉ハ何レモ外開キ又ハ引戸トシ尙建物ノ外面

ニ設クル扉ハ不燃質材料ヲ以テ構造又ハ被覆スルコト

五 建物ノ前面ニハ内法幅一メートル五一五高サ二メートル一二一以上ノ

通常出入口二箇所以上ヲ設クルコト但シ觀客定員八百人以上ノモノハ二百

百人ヲ増ス每ニ幅員三デシメートル〇三ヲ増スコト

六 前面出入口ト客席トノ間ニ仕切ヲ設クル場合ハ其ノ間口ノ二分ノ一以上ノ

上開放シ得ヘキ構造ト爲スコト

七 階下客席ノ兩側ニ幅内法一メートル八一八以上高サ内法二メートル一

二一以上ノ非常口各一箇所以上ヲ設ケ觀客定員八百人以上ノモノハ二百

人ヲ増ス每ニ各一箇所ヲ増設スルコト但シ二百人ニ満タサル場合モ亦同シ

八 樂屋ニハ直接外部ニ出入シ得ヘキ出入口及非常口ヲ各一箇所以上ヲ設

クルコト

九 奈落及花道下通路其ノ他地下室ノ周壁ハ石、煉瓦又ハ「コンクリート」、

床ハ防水材料ヲ以テ築造スルコト

一〇 客席ノ天井ハ一層ノモノニ在リテハ床上ヨリ三メートル六三以上、

二層以上ノモノニ在リテハ各二メートル四二四以上、平場エ在リテハ最高客席ノ天井ト同一若ハ夫レ以上ト爲スコト

一一 客席ハ四層以上ニ設ケサルコト

一二 客席ノ周圍、天井、屋根ニハ換氣採光ニ適當ナル窓及換氣孔ヲ設クルコト

一三 二階以上ノ客席ニ在リテハ床上三デシメートル〇三平方ニ付キ六八

トル五四以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト

一四 客席ニハ適當ナル通路ヲ設ケ且左ノ制限ニ從フコト

（イ）座席ハ一メートル八一八平方ニ付八人以下但シ立見席ニ在リテハ一

メートル八一八平方ニ付キ十五人以下ノ割合ト爲スコト

（ロ）客席ニ椅子又ハ腰掛ヲ用ウルモノニ在リテハ椅子ハ一脚ニ付三デシメ

トル九四平方以上トシ其ノ間隔ハ縦列三デシメートル六三以上横列

六脚毎ニ六デシメートル〇六以上トシ腰掛ハ幅三デシメートル六三以上

上長サハ一人ニ付四デシメートル二四以上六人掛以下トシ其ノ間隔ハ

縦列三デシメートル六三以上横列六デシメートル〇六以上ト爲スコト

一五 客用階段ノ構造ハ左ノ制限ニ從フコト

（イ）階段ハ各階毎ニ二箇以上トシ尙階上定員三百人以上ノモノニ在リテ

ハ二箇以上三百人未滿ノモノニ在リテハ一箇以上建物ノ兩側空地ニ通

スル非常用階段ヲ設クルコト

（ロ）階段ハ踏面二デシメートル四二以上蹴上ケーデシメートル八一以内

トシ各段均一ト爲スコト

（ハ）階段ノ幅員ハ階上觀客定員三百人以下ノモノニ在リテハ内法一メー

トル三六三以上トシ定員五十人ヲ増ス每ニ九センチメートル一ヲ増ス

五十人ニ満タサル場合亦同シ非常用階段ハ非常口ノ幅員ト同一ト爲ス

コト

（ニ）階段數十五段ヲ超ユル場合ハ中間ニ踊場ヲ設クルコト

（ホ）階段昇降口及踊場ニハ階段ノ幅員以上ヲ一邊トセル正方形ノ面積ヲ

有セシムルコト

（ヘ）階段ノ兩側ニハ堅牢ナル扶欄ヲ設ケ且幅員内法一メートル八一八以

上ノモノニ在リテハ中央ニモ之ヲ設クルコト

（ト）階段ハ廻階段ト爲サルコト

一六 便所ノ構造ハ左ノ制限ニ從フコト

（イ）通路地盤及屎尿溜ハ不滲透質材料ヲ以テ築造スルコト

（ロ）小便所ノ内壁面ハ地上一メートル一二二以上石、煉瓦「コンクリート」ノ類ヲ以テ造リ屎溜ハ建物外ニ之ヲ設ケ臭氣發散ヲ防止スヘキ裝置ヲ

爲スコト

(ハ) 大便所ハ各別ニ屎尿溜ヲ設ケ床ノ高サハ地上六デシメートル○六以上トシ床下ニ屬スル部分ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ各室ニ臭氣抜筒ヲ設クルコト但シ階上ニ設クルモノニ在リテハ臭氣抜ヲ除クノ外構造ト斟酌スルコトアルヘシ
 (ニ) 便所ノ位置ハ客席ヨリ三メートル六三六以上ノ距離ヲ有シ且觀客用ト藝人用トヲ各別ノ箇所ニ設クルコト
 (ホ) 男女別ニ區分シ且小便所ハ一人毎ニ仕切ヲ爲スコト
 (ヘ) 流水裝置ノ手洗器ヲ設クルコト
 一七 沐場ノ流場及下水溝ハ不滲透質材料ヲ以テ築造シ火焚場ニハ不燃質材料ヲ以テ造リタル煙突ヲ設クルコト
 一八 樂屋浴場及藝人控所ハ客席ヨリ見透シ得サル様構造スルコト
 一九 構内適當ノ箇所ニ消火栓若ハ井戸一箇以上ヲ設クルコト
 二〇 消防上適當ナル器具ヲ設備スルコト
 二一 燈火ハ電氣燈又ハ瓦斯燈ヲ用ヒ且豫備燈ノ設備ヲ爲スコト但シ電氣燈又ハ瓦斯燈ノ設備ナキ地方ニ在リテハ最モ安全ト認ムル燈火ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 二二 煙草盆、火鉢其ノ他火災ノ原因トナリ又ハ燃燒シ易キ物品ヲ格納スル箇所ハ不燃質物ヲ以テ構造スルコト
 二三 場内適當ノ位置ニ警察官吏ノ臨監席ヲ設クルコト
 土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス特種ノ構造設備ヲ命シ又ハ特ニ前項ノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ
 第二十四條 活動寫眞館ノ構造設備ハ前條ニ依ルノ外左ノ制限ニ從フヘシ
 一 映寫室ハ耐火構造ト爲シ出入口窓及映寫孔ハ鐵材其ノ他不燃質物ヲ以テ構造シ且密閉シ得ヘキ裝置ト爲スコト
 二 映寫室ニハ撒水消防設備ヲ爲シ消火器ヲ備付クルコト
 四 映寫室用燈火電氣燈ナルトキハ開閉器ハ室ノ外部ニ設ケ客席其ノ他ノ開閉器ト電路ノ區分ヲ爲スコト
 第二十五條 前條以外ノ興行場又ハ他ノ建物若ハ設備ヲ一時活動寫眞ノ興行ニ充當セムトスル場合ハ映寫作業室ノ内部ハ鐵板、亞鉛板其ノ他ノ不燃質物ヲ以テ張リ詰メ且出入口、窓及映寫孔ハ密閉シ得ヘキ裝置ト爲スヘシ但シ警察署長ハ映寫機ノ種類又ハ構造ニ依リ特ニ斟酌スルコトヲ得
 第二十六條 興行場ノ建設者ハ各階毎ニ入場定員、非常口及便所其ノ他必要ナル箇所ニハ長サ三デシメートル○三幅一デシメートル五一以上ノ白地ノ板ニ黒書シタル表示ヲ爲スヘシ
 第二十三條 第一項第五號、第八號、第十二號、第十四號、第十六號ノ(ニ)及(ホ)、第十八號、第二十號、第二十一號、第二十三號及前項ノ規定ハ興行場以外ノ建物又ハ設備ヲ使用シ興行ヲ爲ス者ニ之ヲ準用ス但シ材料ハ此ノ限ニ

第二十七條 在ラス 興行場ヲ他種ノ興行ノ爲メ使用スル場合ハ種類ヲ同フル興行ニ在リテハ十日種類ヲ異ニスルモノニ在リテハ通シテ十五日ヲ超ユルコトヲ得ス第五條ノ建物又ハ設備ヲ使用スル場合亦同シ
第二十八條 興行場ヲ興行以外ニ使用セムトスルトキハ其ノ目的及日時ヲ具シ關係者連署ノ上使用前所轄警察署長ニ届出ツヘシ
第四章 「ファイルム」ノ檢閱及說明業者
第二十九條 活動寫眞「ファイルム」檢閱規則第二條第二項ニ依リ檢閱ヲ受ケムトスル者ハ同條第一項ノ例ニ依リ映寫地ヲ管轄スル警察署長ニ願出ツヘシ
第三十條 活動寫眞ノ說明ヲ業ト爲サムトスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日及藝名並履歷書ニ名刺形脱帽半身ノ寫眞二葉ヲ添付シ道知事ニ願出テ免許ヲ受クヘシ但シ他道ニ於テ免許ヲ受ケタル者ハ此ノ限り在ラス
第三十一條 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊リ其ノ他就業上不適當ト認ムル者ニ對シテハ說明業ノ免許ヲ受ケタル者ト雖モ前項ニ該當スル者ト認ムルトキハ其ノ就業ヲ停止・又ハ免許ノ取消ヲ爲スコトアルヘシ
第三十二條 說明業者左ノ各號ノ一二該當スル場合ハ五日以内ニ道知事ニ届出ツヘシ但シ第一號、第二號ノ場合ハ書換又ハ再下附ヲ受ケ第三號及第四號ノ場合ハ免許證ヲ返納スヘシ
第三十三條 一 免許證記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ
 二 免許證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキ
 三 廃業シタルトキ(道外轉居ノ場合ヲ含ム)
 四 死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ
第五章 罰則
第三十四條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ百圓以下ノ罰金若ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第三十五條 一 第四條第一項、第五條、第十四條、第十六條、第三十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者
 二 第六條第二項、第二十一條、第二十二條、第三十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者
 三 故ナク検査又ハ臨監ヲ拒ミ若ハ妨害ヲ爲シタル者
第三十六條 第四條第二項、第七條乃至第十一條、第十五條、第十九條、第二十條、第二十八條、第三十二條ノ規定ニ違反シタル者
第三十七條 興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ代理人、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
第三十八條 興行場ノ建設者又ハ興行ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ未成年者又

ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラスルトキハ其ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス法人ヲ處罰スヘキ場合ハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第三十八條 本則ハ昭和二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十九條 本則施行前許可ヲ受ケタル興行場ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ建物ノ構造及設備ニ付必要アリト認ムルモノニ對シテハ本則ノ規定ニ依リ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四十條 本則施行ノ際現ニ活動寫眞ノ説明ヲ業トスル者ニシテ引續キ就業セムトスル者ハ本則施行後二箇月以内ニ道知事ニ願出テ免許ヲ受クヘシ（様式省略）

○敍任及辭令

○昭和二年二月九日

朝鮮總督府裁判所書記兼

車甲軫

任朝鮮總督府判事

朝鮮總督府道理事官

車甲軫

敍高等官七等

朝鮮總督府道理事官

車甲軫

朝鮮總督府道理事官 佐藤信太郎
朝鮮總督府道技師 高尾 基造
朝鮮總督府道技師 工藤 義公
朝鮮總督府郡守 田代佐次郎
朝鮮總督府郡守 徐廷岳
朝鮮總督府郡守 金承烈
朝鮮總督府事務官 石黒英彦
朝鮮總督府事務官 大野謙一
朝鮮總督府專賣局長 水口隆三
朝鮮總督府事務官 平岡義一郎

慶尙北道金泉郡在勤ヲ命ス
十級俸下賜

黃海道金川郡在勤ヲ命ス
六級俸下賜

朝鮮公立高等普通學校教諭 橋本健二郎
補京城第一公立高等普通學校教諭

朝鮮公立高等普通學校教諭 龜田喜三郎
八級俸下賜
補京城第二公立高等普通學校教諭

朝鮮總督府郡守 徐廷岳
四級俸下賜

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
○昭和二年二月十一日

朝鮮總督府事務官 石黒英彦
京畿道水原郡へ出張ヲ命ス

朝鮮總督府事務官 大野謙一
東京市へ出張ヲ命ス

朝鮮總督府專賣局長 水口隆三

○調査及報告

農業

○米實收高

大正十五年度ニ於ケル米實收高ヲ調査スルニ作付段別ハ水

稻梗百四十九萬二千三百四十九町步糯六萬六千三百八十八町步陸稻二萬九千

二百四町步計百五十八萬七千九百四十一町步其ノ收穫高ハ水稻梗一千四百五

十三萬五千百二十七石糯五十六萬九千九百二十三石陸稻十九萬二千三百九十五

二石計一千五百二十九萬七千四百四十二石ニシテ十一月一日現在ニ於ケル第

二回豫想收穫高一千五百四十三萬七千七百九十七石ニ比シ十四萬三百五十五

石ヲ減シタルモ前年實收高一千四百七十七萬三千百二石ニ比シ五十二萬四千

三百四十石ノ增收ナリ左ニ其ノ作付段別及收穫高累年比較及地方別表ヲ掲ク